

## (仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備基本計画(素案)に関する説明会における質疑及び回答について

Q 借地期間終了後、建物を壊して用地を返還するのですか？

本用地は、独立行政法人都市再生機構より、事業用定期借地権設定契約により借用している用地となるため、借地期間が終了した場合は原状回復し、返還することが原則となります。

Q 防災機能とスポーツ機能のどちらがメインの機能になりますか？

本市は開発の進展から大規模な未利用地が少なく、災害対策用地が不足することが想定されるため、当該用地を防災機能として活用することを決定したものです。

平時については、災害発生時に防災機能へ転用が可能なスポーツ機能を整備することとしています。

Q 災害対策用地として液状化対策をする予定ですか？

本用地は、住宅造成の際に液状化対策がなされており、また、本用地につながる市内幹線道路も東日本大震災以降液状化対策がなされていることから、災害対策用地として適していると考えています。

Q 本用地に搬入する災害廃棄物の対象範囲と具体的な処理方法について教えてください

災害廃棄物仮置場の候補地は複数あるため、搬入される災害廃棄物の対象範囲については、現時点では未定となります。

災害廃棄物の処理方法については、国のガイドライン等に沿って適切に処理することとなります。

Q 災害時に避難所でも活用できる温浴施設を設置できませんか？

本施設は、災害発生時に一時的に非難する指定緊急避難場所として位置付けており、災害発生後、自宅での生活が困難になった場合に一定期間滞在し、生活をする場所となる指定避難所ではないことから、温浴施設の設置は検討しておりません。

Q 温浴施設(温泉)を設置することはできませんか？

防災やスポーツを主軸とした施設であること、また、事業用定期借地であり、契約期間終了後、用地を返還することから温浴施設の設置は難しいと考えております。

なお、本用地にありました温泉井戸につきましては、前事業者が用地返還の際に原状回復を行い、埋め戻されていることから、温泉井戸としての利用はできなくなっています。

Q 屋内水泳プールを設置することはできませんか？

屋内プールについては、市のスポーツ施設の利用状況を分析したところ、飽和状態ではないため設置を予定しておりません。体育館については、稼働率が高く、飽和状態であることから設置を予定しているところです。

Q 体育館にトレーニング室を設置することはできませんか？

トレーニング室については、市のスポーツ施設の利用状況を分析したところ、飽和状態ではないため計画では予定しておりません。

Q 高齢者が利用しやすい施設を導入することはできませんか？

高齢者の方に特化したスポーツ施設の整備については検討しておりませんが、施設の運営において、高齢者を対象とした運動プログラムを開催するなど、高齢者の利用しやすさにも配慮したいと考えています。

Q 暫定利用となっている総合公園球技場はいつまで利用できますか？

総合公園球技場は排水機場の整備予定地であるため、将来的に排水機場が整備された場合、利用はできなくなります。整備主体である千葉県から整備スケジュールが示されておりませんので、整備までの間、暫定利用は継続するものと考えています。

Q スポーツコートに夜間照明が設置されないと利用者が減るのではないのでしょうか？

夜間照明の設置につきましては、近隣の皆様の住環境に影響する可能性があるため、本施設では夜間照明は設置をしないこととしており、スポーツコートの利用時間については、午前9時頃から日没頃までを想定しています。

Q 軽食の購入や飲食できるスペースを設置することはできませんか？

施設の利便性の向上を図るため、施設を利用される方が飲食等を購入できる民間収益施設の設置を予定しております。

なお、民間収益施設については、今後、公募を行い決定するため、現時点ではどのような施設が入るかは決定しておりません。

Q 計画に記載された施設は高額な整備費用に見合う施設となっていますか？

本施設は、整備費用に加え、事業用定期借地契約にかかる借地料が発生するため、その費用に見合う施設の整備が求められていると認識しています。今後、整備事業者を選定する過程で、パブリックコメントをはじめとした様々なご意見を踏まえ、費用に見合う施設となるよう取り組んでまいります。

Q 市の借用以前に実施した防塵対策はどのようなものですか？

独立行政法人都市再生機構が実施した防塵対策は、ストーンウォールという防塵剤を水に混ぜて散布することにより、表面が固形化するものです。散布後すぐに防塵効果が表れる、即効性の高い防塵対策となります。

Q 今後、借用地はどのように防塵対策をする予定ですか？

独立行政法人都市再生機構による防塵対策の効果が減少していることから、市において同様の防塵剤を2月下旬頃に散布する予定です。なお、薬剤については、健康への影響はなく、また、仮囲いの内側に散布するため、敷地外に流出することはありません。

Q 工事实施時の防塵対策はどのように行う予定ですか？

工事条件として、工事現場からの土砂埃の飛散及び流出防止について徹底するよう加えらるとともに、工事实施にあたっては、市が工事事業者の監督を行い、防塵対策に努めてまいります。

Q 駐車場が有料化した場合の近隣への迷惑駐車対策はどのように考えますか？

市では、令和6年3月に「公共施設駐車場の適正利用について」を定め、公共施設に付帯する駐車場については、有料化の検討をすることとしています。

迷惑駐車については、警察と連携を図るなど、対策に努めてまいります。

Q 敷地周辺の交差点に信号機を設置することはできませんか？

信号機の設置につきましては、以前から近隣の皆様よりご要望を受けており、担当課へ情報提供するとともに、浦安警察署を通じて千葉県警察に申し入れているところです。

Q 道路に設置している工作物を撤去することはできませんか？

道路に設置されている工作物については、以前から近隣の皆様よりご要望を受けており、担当課へ情報提供するとともに、浦安警察署を通じて千葉県警察に申し入れているところです。